

定 款

杉田エース株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、杉田エース株式会社と称し、
英文では、SUGITA ACE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建築金物の製造並びに販売
- (2) 建築資材の販売
- (3) 日用品雑貨の販売
- (4) 土木工事の請負
- (5) 建築工事の設計及び請負
- (6) 電気工事業
- (7) 管工事業
- (8) 機械器具設置工事業
- (9) 電気通信工事業
- (10) 造園工事業
- (11) さく井工事業
- (12) 消防設備工事業
- (13) 清掃施設工事業
- (14) 倉庫業
- (15) 損害保険代理業
- (16) 生命保険の募集業務
- (17) 不動産の売買、賃貸及び管理
- (18) 貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業
- (19) 建設機械・器具のリース業
- (20) 飲食店の経営
- (21) 飲料および食料品等の開発、販売
- (22) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、19,490,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(単元未満株主についての権利)

第11条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式買増請求をする権利

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第206条の2第5項及び第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任及び解任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
4. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を定める。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第23条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

第24条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を定める。

(監査役会)

第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）、監査役及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、取締役については600万円以上、監査役については300万円以上、会計監査人については5,000万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第30条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当)

第31条 取締役会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

3. 前2項のほか、取締役会が基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2022年9月1日改訂